

新潟県条例第19号

新潟県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

新潟県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例（昭和29年新潟県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別記様式（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は新潟県公安委員会の委員に任命せられたことを心から光栄とし、日本国憲法、法律を忠実に擁護し、命令、条例、規則を遵守し、何ものにもとらわれず、何ものをも恐れず、何ものをも憎まず、良心のみに従い、不偏不党、<u>かつ</u>、公平中正にその職務を遂行することを厳粛に誓います。</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: right;">新潟県公安委員会 氏 名</p>	<p>別記様式</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は新潟県公安委員会の委員に任命せられたことを心から光栄とし、日本国憲法、法律を忠実に擁護し、命令、条例、規則を遵守し、何ものにもとらわれず、何ものをも恐れず、何ものをも憎まず、良心のみに従い、不偏不党、<u>且つ</u>、公平中正にその職務を遂行することを厳粛に誓います。</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: right;">新潟県公安委員会 氏 名 <u>㊟</u></p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。